

2026年度 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

当該計画は、夜勤を含む現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた看護職員の夜勤を含む負担の軽減及び処遇の改善に資する計画であり、当該計画を職員に対して周知徹底していること。
また、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を院内掲示する。

看護職員の夜勤を含む現状の勤務状況等の把握		
法定時間外労働 ※常勤職員および週32時間以上勤務する職員を対象		月45時間、年360時間（対象者人数）
		特別条項の発行（対象件数）
		2～6か月平均80時間以内（対象件数）
2交代の夜勤に係る配慮	☒	勤務後の暦日の休日の確保（不可人数）
	☐	仮眠2時間を含む休憩時間確保
	☐	16時間未満の夜勤時間設定
3交代の夜勤に係る配	☐	夜勤後の暦日の休日の確保

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容

下記の取り組みの体制の有無評価			達成目標
ア 業務量の調整	時間外労働時間の削減（一人当たりの超過勤務時間数）		一人当たり10時間以内
	時間外労働が発生しないような業務量の調整		
	・終礼の実施による時間管理と部署責任者による日々の業務量調整		
イ 看護職員と他職種との業務分担	薬剤師	病棟薬剤業務の推進（持参薬確認と管理、配薬カートへのセッティング、新規薬剤服薬時の患者指	
	リハビリ職種	適切な支援（口腔ケア及び食事摂取時のポジショニング、リハビリ室への患者移送の実施）	
	臨床検査技師	検査科業務の拡大（心電図検査や超音波検査におけるベッドサイド検査の実施、予定検体検査の準備と配布）	
	臨床工学技士	医療機器管理の役割分担（医療機器の点検、呼吸器装着時の立会い）	
	放射線科	放射線検査の準備、介助（抜針・検査前後のバイタルチェック記録、ルートキープ穿刺介助）	
	その他	ベッドコントロール調整：連携支援	
ウ 看護補助者の活用と業務分担	多彩な勤務形態の導入（体制の有無）		
	看護補助者の夜間配置		
	入院時の病棟オリエンテーションの実施		
エ 業務の効率化	電子カルテシステム変更による業務の効率化（記録・サマリー・看護管理の効率化）		
オ 多彩な勤務形態	多彩な勤務形態の導入（体制の有無）		
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	院内保育所	病後児保育の実施（体制の有無）	
	夜勤の減免制度	希望者への夜勤減免承認（体制の有無）	
	休日勤務の制限制度	希望者への休日勤務減免承認（体制の有無）	
	時間単位休暇制度	1時間単位での取得可能制度の実施（時間数）	
	所定労働時間の短縮	産休・育休・時短勤務の取得（取得者数）	
	他部署等への配置転換	希望者への配置転換提案の実施（対象者数）	
キ 夜勤負担の軽減	夜勤専従者の交代制	夜勤専従者配置時は1か月交代制（体制の有無）	
	夜間配置数	夜勤3人配置の実施（体制の有無）	
	月の夜勤回数の上限設定	月あたり4回～5回を目標（夜勤専従を除いた月6回以上の人数）	

夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理		適合する場合 ☒
ア又はウを含む4項目以上を満たしていること。ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからコまでのうち、ア又はウを含む4項目以上を満たしていること。また、当該4項目以上にコが含まれることが望ましいこと。		
ア	11時間以上の勤務間隔の確保	☐
イ	正循環の交代周期の確保（3交代又は変則3交代のみ）	☐
ウ	夜勤の連続回数が2連続（2回）まで（不可人数）	☒
エ	暦日の休日の確保（不可人数）	☒
オ	早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	☒
カ	夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築	☐
	（ア）過去1年間のシステムの運用	（ ☐ ）
	（イ）部署間における業務標準化	（ ☐ ）
キ	看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話 ※下記の2）、3）、5）は適用外	☒
ク	看護補助者の夜間配置 ※下記の1）、2）、4）、5）は適用外	☐
ケ	みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上 ※下記の5）は適用外	☒
コ	夜間院内保育所の設置	☐
サ	ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減（〇）	☐
該当項目数		（ 5 ）項目

- 1）夜間看護体制加算（障害者施設等入院基本料の注11）・・・上記のうち4項目以上
2）夜間看護体制加算（急性期看護補助体制加算/地域包括医療病棟入院料注7）・・・上記のうち3項目以上
3）看護職員夜間配置加算（12対1配置1・16対1配置1（地域包括医療病棟入院料の注9を含む））・・・上記のうち4項目以上
4）看護補助加算（夜間看護体制加算）・・・上記のうち4項目以上
5）看護職員夜間配置加算（精神科救急急性期医療入院料の注4／精神科救急・合併症入院料の注4）・・・上記のうち3項目以上
6） 1）から5）のいずれかの加算を算定する病棟以外